

介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書

介護保険は、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠の社会保障制度になっている。このような中、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、介護保険制度の利用者負担や要介護度が低い軽度者に対する給付の見直しを検討する方針が出された。

財務省案では、要介護2までのサービスについては市町村事業に移し、車椅子・ベッド・歩行器（車）などの福祉用具使用や、手すり設置などの住宅改修、生活支援サービスは、原則全額自己負担とする等の内容となっている。

しかしながら、いわゆる軽度者は、福祉用具を使用することにより生活の幅が広がり、社会参加も可能になっている。また、介護環境の改善にも寄与する福祉用具の有効活用は、安倍政権が掲げる新3本の矢にある介護離職ゼロの実現にも貢献するものとする。これらのことから、軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与やその他の給付の見直し検討を行うという基本方針は再考すべきである。

よって、国におかれては、下記の項目を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 介護保険各サービスがこれ以上後退することなく、少なくとも現行の介護保険の仕組みが維持されること。
- 2 「軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与やその他の給付の見直し検討を行う」という基本方針は再考すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

兵庫県明石市議会